

## 第7章

# その他、移動等円滑化の 促進のために必要な事項

---

7-1 行為の届出等に関する基本方針

7-2 本方針の評価・見直しに関する基本方針



# 第7章 その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項

## 7-1 行為の届出等に関する基本方針

本制度では、交通モード（移動手手段）間の移動が行われる施設（＝交通結節点）である旅客施設及び道路（駅前広場等）に関し、改良等を行う場合について、一定の要件のもとに事前の届出義務を課しています。

具体的には、公共交通事業者又は道路管理者は、促進方針の区域において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出なければなりません。

市町村は届出に係る行為がバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは行為の変更等の必要な措置を要請できることとしています。

これは、移動等円滑化促進方針と整合のとれたものにするすることで、施設間の移動の連続性を担保することを目的としたものです。

具体的な届出を要する対象の範囲は下記のとおりとなります。

### ●旅客施設における届出制度の対象範囲

生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち、下記の範囲

#### 【政令第25条第1号】

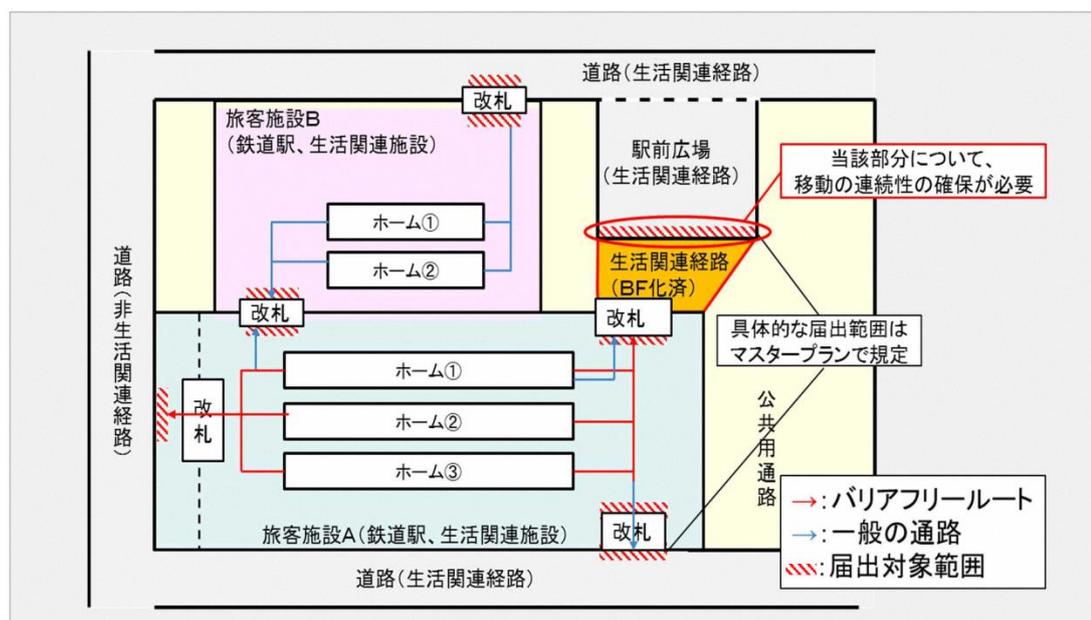
- ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- ・バリアフリールートの出入口

### ●道路における届出制度の対象範囲

生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

#### 【政令第25条第2号】

- ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



図一 届出対象のイメージ図

●糸魚川駅、青海駅、能生駅における届出制度の対象範囲

- ・糸魚川駅、青海駅、能生駅における届出制度の対象範囲は、生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口が該当します。
- ・詳細な届出範囲は、事業実施の際に事業者等との管理区分等を踏まえ、協議のうえで確定します。

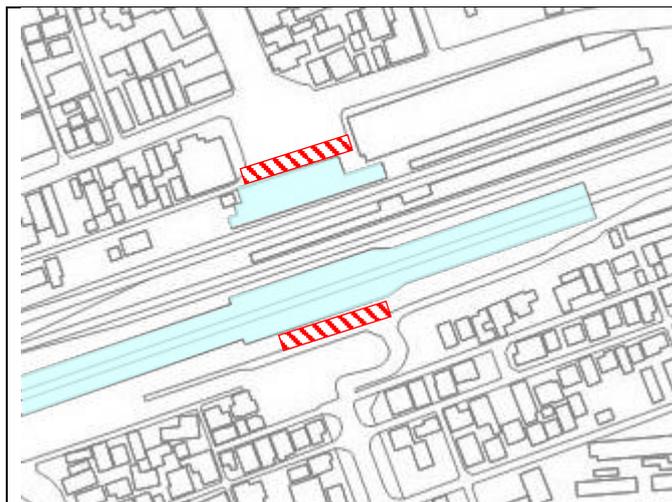
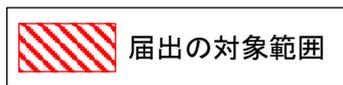


図 - 糸魚川駅

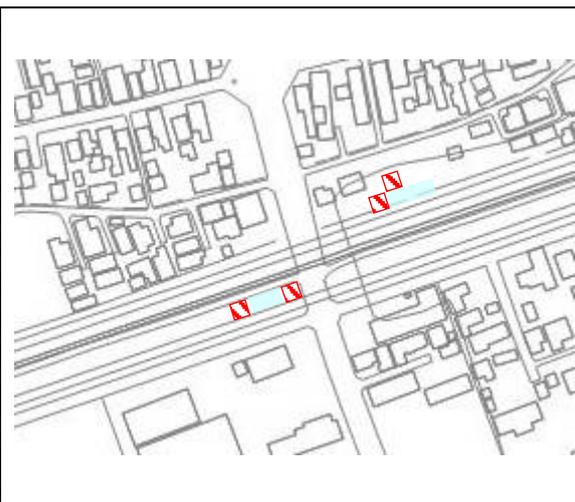


図 - えちご押上ひすい海岸駅

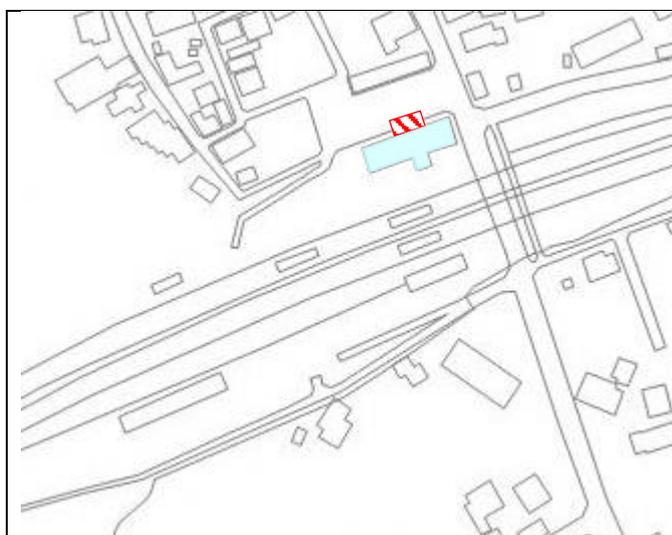


図 - 能生駅

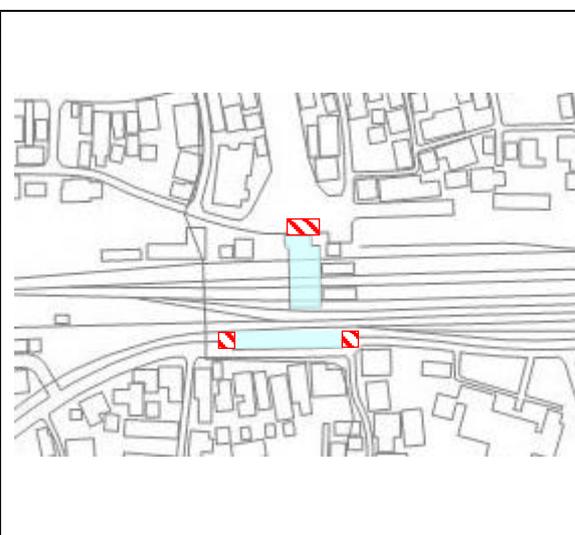


図 - 青海駅

## 7-2 本方針の評価・見直しに関する基本方針

- ・本方針の基本理念『だれもが安心して社会参加できる「<sup>みどり</sup>翠の交流都市・糸魚川」』を実現していくためには、具体的な取組の実施状況等を踏まえながら本方針の評価・見直しを継続的に行い、さらなる改善につなげていく「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」の実現が欠かせません。
- ・具体的には、「計画・設計（Plan）」を「実施（Do）」に移し、結果・成果を「評価（Check）」したうえで、改善・改良すべき点を「反映（Action）」を加えることによって評価・見直しを継続的に行う「PDCAサイクル」の構築を目指します。
- ・今後は、おおむね5年ごとを目途に移動等円滑化促進地区のバリアフリー化に関する実施状況を調査するとともに、「糸魚川市移動等円滑化（バリアフリー）促進方針推進協議会」において本方針の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、見直しの必要があると判断された場合は、本方針の見直しを行います。
- ・なお、移動等円滑化促進地区において、バリアフリー化に関する具体事業の目途が立った際には、基本構想の策定に取り組みます。

### ■ 進行管理体制のイメージ

